

第6章

事業者選定方式の検討

第6章 事業者選定方式の検討

第1節 建設工事の発注方式

一般的な公共工事では、競争入札等により、施設の設計と施工を分離して発注する「図面発注方式」で行われることが一般的である。

しかし、し尿・汚泥再生処理施設についてはプラントメーカー主体で技術開発が行われてきた経緯があり、設計思想及び構成設備等はプラントメーカーによって異なる。このため、し尿・汚泥再生処理施設の建設工事を一般的な公共工事と同様に分離して発注する場合は、その実施設計図面が図らずも特定のプラントメーカーに優位となってしまうことが懸念され、公平性に課題がある。また、施設の性能が発揮されない事態となった場合に、設計者側と施工者側との責任の所在があいまいとなる等の問題点が指摘されている。

そのため、し尿・汚泥再生処理施設の建設工事においては、全国的に「設計・施工一括発注方式」で行われることが一般的となっている。

「設計・施工一括発注方式」は、し尿・汚泥再生処理施設がプラントメーカーの特許・ノウハウ等に基づく特殊な設備装置の集合体であることに鑑み、設計に起因する瑕疵についても責任を負わせることができ、施設の性能がより確実に担保される利点を有しており、発注にあたり公平性も保持できることから「設計・施工一括発注方式」を採用する。

《建設工事の発注方式》

設計・施工一括発注方式とする。

第2節 事業者選定方式の検討

1. 事業者選定方式の種類

廃棄物処理施設整備事業において、一般に採用されている事業者選定方式は以下のとおりである。

(1) 制限付き一般競争入札

一般競争入札の一種で、一定の参加資格条件を付したうえで希望者を公募し、入札で最も安い価格を提示した者と契約する方式である。

(2) 公募型指名競争入札

一般競争入札の一種で、不特定多数の希望者を公募し、参加資格審査、技術提案審査を実施したうえで、審査通過者の入札で最も安い価格を提示した者と契約する方式である。

(3) 総合評価一般競争入札

一般競争入札の一種で、不特定多数の希望者から、価格と品質に関する技術提案を求め、総合的な優劣の評価により、最も評価の高い者と契約する方式である。

(4) 指名競争入札

発注者があらかじめ信用できる者を指名し、入札で最も安い価格を提示した者と契約する方式である。

(5) 特命随意契約

随意契約の一種で、競争の方法によらず、発注者が適当と認める者1社を選定して契約する方式である。

(6) プロポーザル方式

随意契約の一種で、希望者から価格と品質に関する技術提案を求め、総合的な優劣の評価により、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約する方式である。

2. 国が推奨する事業者選定方式

内閣府の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について-（令和7年6月、民間資金等活用事業推進会議決定）」によれば、事業者選定は「事業に応じ総合評価一般競争入札又は競争性のある随意契約により選定すること。」としている。本事業は、準PFIといわれる公設民営方式（DBO方式）であることから、総合評価一般競争入札または公募型プロポーザルの採用が求められている。

また、環境省では入札・契約の手引きを作成し、市町村等において、競争性・透明

性を高め、公正・公平性が確保されるような入札契約が行われ、品質・経済性の面で優れた廃棄物処理施設建設工事が実施できるよう、入札の方法の見直しや改善に取り組むべき方向性を示している。

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」が作成された平成18年度当時は、指名競争入札や随意契約による契約締結が多数を占めていたが、近年では公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき、総合評価落札方式の採用率が高くなっていることが示されている。さらに、手引きにおいては、広く採用されている総合評価落札方式の一般競争入札における手続きについて、解説されている。

3. し尿・汚泥再生処理施設整備・運営事業（D B O方式）における先行事例

P F I 法制定以降のし尿・汚泥再生処理施設整備・運営事業（D B O方式）における事業者選定方式を図6.2.1及び表6.2.1に示す。

総合評価一般競争入札で16件（84%）、公募型プロポーザル方式で2件（11%）、制限付き一般競争入札で1件（5%）となっており、多くの事例において総合評価一般競争入札が採用されている。

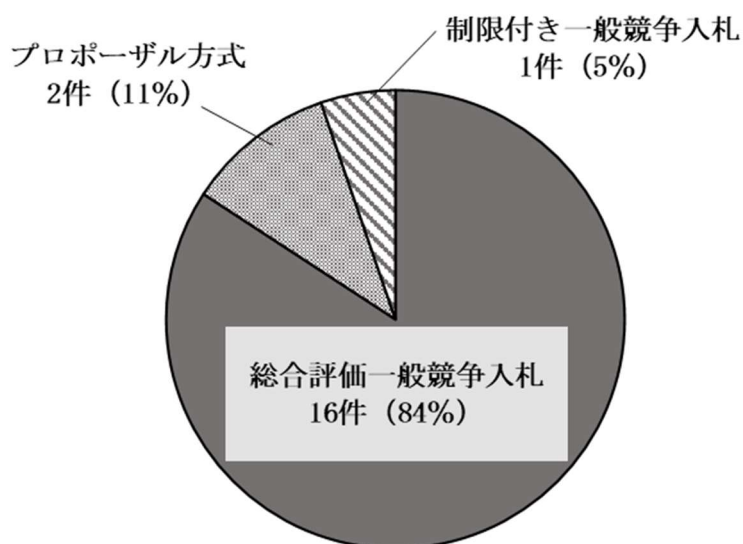


図 6.2.1 し尿・汚泥再生処理施設整備・運営事業(D B O方式)における事業者選定方式

表6.2.1 し尿・汚泥再生処理施設整備・運営事業(DBO方式)における事業者選定方式

契約年度	都道府県	事業主体名	施設規模(kL/日)	事業年度		処理方式	資源化方法	契約方式
				建設期間	運営期間			
平成21	福井県	坂井地区広域連合	41	2年	15年	浄化槽汚泥対応型 (下水道放流)	堆肥化	総合評価一般競争入札
平成21	鹿児島県	薩摩川内市	224	3年	15年	浄化槽汚泥対応型	炭化	総合評価一般競争入札
平成24	山形県	置賜広域行政組合 (長井クリーンセンター)	65	3年	20年	膜分離高負荷	助燃剤化	総合評価一般競争入札
平成24	和歌山県	串本町古座川町衛生施設事務組合	45	2年	5年	膜分離高負荷	リン回収	総合評価一般競争入札
平成27	岡山県	津山圏域衛生処理組合	170	3年	20年	浄化槽汚泥対応型 (一部下水道放流)	助燃剤化	総合評価一般競争入札
平成27	埼玉県	東埼玉資源環境組合	260	3年	15年	標準脱窒素 (下水道放流)	助燃剤化	制限付き一般競争入札
平成28	岩手県	紫波町	44	2年	15年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤化	プロポーザル方式
平成30	福島県	会津若松地方広域市町村圏整備組合	211	3年	15年	浄化槽汚泥対応型	助燃剤化	総合評価一般競争入札
平成30	岩手県	久慈広域連合	105	3年	20年	浄化槽汚泥対応型	堆肥化	総合評価一般競争入札
平成30	静岡県	志太広域事務組合 (新藤枝環境管理センター)	160	3年	15年	浄化槽汚泥対応型	リン回収	総合評価一般競争入札
平成30	静岡県	志太広域事務組合 (新大井川環境管理センター)	210	3年	15年	膜分離高負荷	リン回収	総合評価一般競争入札
令和4	秋田県	大曲仙北広域市町村圏組合	136	3年	15年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和4	徳島県	吉野川環境整備組合	43	2年	20年	膜分離高負荷	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和4	千葉県	成田市	83	3年	15年	浄化槽汚泥対応型	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和6	埼玉県	川越市	122	4年	15年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和6	兵庫県	三木市 ^{※2}	25	2年	15年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和6	三重県	鈴鹿市	140	3年	15年	浄化槽汚泥対応型	助燃剤	総合評価一般競争入札
令和6	大阪府	能勢町 ^{※2}	19	2年	15年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤	プロポーザル方式
令和6	大阪府	尼崎市 ^{※1}	19	8年	20年	固液分離 (下水道放流)	助燃剤	総合評価一般競争入札

※1：ごみ処理施設と一括発注

※2：汚泥再生処理センターへのリニューアル工事＋長期包括的運営

(一財) 日本環境衛生センター調べ

4. 本事業における事業者選定方式

本事業における事業者選定方式を検討すると、以下のとおりである。

計画施設の整備・運営事業では、透明性、公平性、公正性、競争性の高い事業者選定方式の採用が求められており、内閣府の契約に関するガイドラインや環境省の入札・契約の手引きにおいて、総合評価一般競争入札の採用が推奨されている。また、し尿・汚泥再生処理施設整備・運営事業（DBO方式）における先行事例では、多くの事例において総合評価一般競争入札が採用されている。

総合評価一般競争入札は、価格と品質に関する技術提案を求め、総合的な優劣の評価により、最も評価の高い者と契約する方式である。本事業においては、参加を希望する事業者から、価格だけでなく競争的に選定することとした処理方式や運営管理方法、事業継続の安定性等について、提案を求めることで総合的に評価することが可能となり、本市に最適な事業契約を締結することができる。

以上を踏まえ、本事業における事業者選定方式は、総合評価一般競争入札とする。

《事業者選定方式》

総合評価一般競争入札とする